

成田スポーツフェスティバル出店に係る注意事項について

1. 出店者は出店許可証をブースの外部からわかりやすい場所に掲示すること。
2. 出店に際しその取扱品目について該当法令等がある場合は、出店者が自身の責任において遵守すること。
3. 各店舗 1 台まで駐車場の利用を可能とし、利用の際は出店許可証と一緒に発送される駐車券をフロントガラスから見えるわかりやすい場所に掲示すること。
なお、移動販売車を使用する業者は、指定の出店ブース内に駐車をすること。
4. 出店に際して出たごみは必ず各出店者の責任において持ち帰らなければならない。
また、販売にあたりごみが出ると想定される場合、店頭にごみ箱等を設置すること。
5. 店頭での拡声器等の使用は禁止する。
6. 定められたブースの範囲外に販売物・看板等を置くことは禁止する。
7. 注意事項に違反した場合、あるいは来場者や周囲の出店者等への迷惑行為が発覚した場合は直ちに出店を取りやめなければならない。
8. 必要な機材は各店舗で持ち込みをすること。
9. 出店数と出店場所の割振りは主催者側にて調整し、決定する。
10. 衛生管理には十分注意を払い、消毒液等で定期的に手等の消毒をすること。
11. 酒類の販売は禁止とする。
12. 売店における販売品等の管理は出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても実行委員会は一切の責任を負わないものとする。
13. 応募が募集予定数を超えた場合、及び出店品目の重複があった場合の抽選基準は、実行委員会運営委員の協議によるものとする。